令和4年度第10回 下関市農業委員会総会議事録

午前9時40分 ~ 午前10時56分

場 所 菊川ふれあい会館 2階 中小ホール

会議構成員及び現在総数

会議構成員18名現在数18名出席総数16名欠席総数2名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	新久保 克己	出席
3	浦岡 昌博	出席
4	藤野 俊孝	欠席
5	田﨑 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	欠席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	金田 豊和	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長外 4名

傍聴人 0名

(開始時刻9時40分)

事務局 (小山事務局長)

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日出席の委員は16名、欠席委員は2名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申しあげます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。 それでは、会長、どうぞよろしくお願いいたします。

議長(山田会長)

(会長挨拶)

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和4年度第10回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第3項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号18番 有田孝義委員と、議席番号2番 新久保克己委員のご両名を指名させていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規 定による許可について」お諮りいたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (岡部事務局次長)

それではご説明いたします。以降着座にてご説明いたします。

総会議案書 1ページをお開きください。 1 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田 4 筆、合計面積は、6, 7 0 3 ㎡、位置図は 2ページから 5ページ、公図は、6ページから 9ページをご覧くだ

さい。申請地は、下関市役所豊田総合支所から北東へ約4.2 k mから4.7 k mに位置している過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。申請理由は、高齢で、耕作が困難な各譲渡人の要望に、 譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の に位置しており、 譲受後は、水稲を栽培する予定でございます。

売買による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆、面積は、1,008㎡、田4筆、合計面積は、3,783㎡、位置図は10、11ページ、公図は、12ページをご覧ください。申請地は、下関市役所内日支所から南西へ約1kmから1.2kmに位置し、田4筆は、過去に農業公共投資の対象となった農地で、畑1筆は、農業振興地域内白地の農地でございます。申請理由は、高齢で、耕作が困難となり農業後継者もいない譲渡人の要望に、譲受人が応じ、経営規模拡大を図るものでございます。

申請地は、譲受人の の距離に位置しておりますが、申請地の近くに農地や作業場等を所有しており、支障ないと判断しました。譲受後は、無農薬、無化学肥料にて、米や大根、さつまいも等の野菜を栽培する予定でございます。

売買による所有権の移転となっております。

各譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長(山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、 譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきましては、私、議席番号14番の山田から報告いたします。

山田正信委員

14番山田です。1月10日農業委員2名と事務局1名で現地調査をいたしました。申請概要は事務局から説明のあったとおりでございます。

以前から規模を拡大したいと考えていた譲受人に、高齢のため耕作が困難な 親族である譲渡人からの要望に応じたものでございます。売買による所有権の 移転です。

譲渡人は、耕作に必要な機械を所有し、農業や地域への取り組みも非常に熱心であり何ら問題ないと思われます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 (山田会長)

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号7番 下田敏純委員、報告を お願いいたします。

下田敏純委員

7番の下田です。1月12日委員2名、事務局2名で現地確認を行いました。申請地の 番は竹林化していました。他は自己保全管理がなされていました。竹林化した554番の畑地は開墾し、果樹を栽培されるということです。 ■番は田となっていますが、野菜を作付けする予定です。他の地番は水稲を作付けする予定です。

譲受人は、自然農法にて農作物を栽培し、産直市場にも出荷しています。6次 産業化に向けて、人員も増やし、規模拡大を目指しています。現在保有している 農地もしっかり管理されていました。高齢で耕作も困難となり後継者もいない ことから、近隣で農業を営んでいる譲受人に譲渡すことにしたものです。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議長(山田会長)

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いいたします。

質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」、 「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり「許可」とする ことと決しました。

議長 (山田会長)

次に日程第2「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (岡部事務局次長)

それでは、ご説明いたします。

総会議案書13ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、15、16ページ、公図は17、18ページで、土地利用計画図は19ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線特牛駅から南へ約1.6kmに位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。 転用目的は、自宅への進入路、倉庫の増築、庭の整備を目的に農家住宅の敷地拡張を行うものでございます。一体利用地の、宅地1筆は、申請者の所有地で、転用面積が、1,000㎡を超えておりますが、進入路部分及び既存法面部分を除く有効実測面積が、986.84㎡になることから、土地利用計画からみて計画面積は、適当であると判断しました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、東側の 農地とは、畦畔で分断されており、南側の農地は、申請地よりも高い位置にございます。し尿は、汲み取り式で、生活雑排水は、既存の暗渠から農業用用排水路 に放流され、雨水は、私水路から道路側溝又は、暗渠から農業用用排水路に放流 されることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

なお、本案件は、追認案件で、平成4年頃から、農地法の許可なく、申請地を 庭及び自宅への進入路等として利用していたことから、下関市農業委員会会長 あてに、始末書が提出されております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書 14ページをお開きください。 2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は 20ページから 22ページ、公図は 23ページ、土地利用計画図は 24ページ、土地利用計画図の拡大図は、 25ペ

ージにをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線滝部駅から、南西へ約2kmに位置する、農業振興地域内の農用地で、令和4年度第6回総会において、下関農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、ご審議いただき、意見なしとした案件で、令和4年12月26日付けで、山口県から異議なし回答があったことから、この度、農地法の許可申請がなされたものでございます。なお、令和5年1月11日付けで、既に、用途区分が、農地から農業用施設用地に変更されております。転用目的は、農業用施設で、選果場1棟、倉庫兼従業員用休憩室1棟、観光用駐車場10台分を整備するものでございます。申請理由は、現在利用している選果場が、豊北梨組合解散により利用できなくなることから、自己所有地である申請地に計画し、併せて、付帯施設を整備するものでございます。本案件の一体利用地は、水路加工部分と法定外公共物使用部分で、施工に必要な各申請書が提出されており、計画面積は、土地利用計画からみて、適当であると判断しました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、進入路を含む申請地内はアスファルト舗装され、法面は、芝張りで養生する計画となっております。生活雑排水は、未処理のまま、農業用用排水路に放流され、雨水は、新設水路から農業用用排水路に放流されますが、取水者には説明がなされており、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。この度の転用については、下関市豊北町農地開発土地改良区から、土地改良区の事業には、支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

本件は、農用地ではございますが、「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」であるため、「農地法第4条第6項本文ただし書き」による農用地利用計画において、指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするものに該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長 (山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、担当委員に現地調査の結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号18番 有田孝義委員、報告を お願いいたします。

有田孝義委員

- 18番の有田です。
- 1番の案件について補足説明をいたします。
- 1月6日、農業委員2名と事務局職員1名で現地を調査いたしました。

申請理由は、農家住宅の敷地拡張ということで現地を見てきましたが、進入路の一部と倉庫の一部が申請地に含まれており、大部分はサツキが植えられ、藤棚もあるキレイな庭として整備されておりました。

平成4年ごろから違反転用状態が続いており、この度、追認許可申請がなされたもので、違反状態を解消することは不可能であり、致し方ないものと判断しました。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議長 (山田会長)

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号17番 岩本憲慈委員、報告 をお願いいたします。

岩本憲慈委員

17番 岩本です。2番の案件について報告をいたします。

すぐる年1月6日農業委員2名と事務局職員1名で現地を調査いたしました。 なし園を経営する農事組合法人が、なしの選果場や従業員休憩室・倉庫及び観 光用の駐車場をなし園の一角に整備するもので、農業振興地域内の農用地から 農業用施設用地へ用途区分の変更が終わったため、この度の転用申請となった ものです。

申請者においては必要な施設となりますし、申請内容についても何ら問題は無いものと判断いたしております。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議長(山田会長)

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」、原 案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手多数と認めます。よって、原案のとおり許可することと決しました。 なお、議案第2号2番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取 を行った後に許可とすることとします。

議長 (山田会長)

次に日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」 をお諮りします。

なお4番の案件につきましては、日程第4「議案第4号農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」の1番の承認が要件となることから、併せてお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (岡部事務局次長)

それでは、ご説明いたします。

総会議案書26ページをお開きください。1番、2番は、申請地も近く、譲受人、譲渡人、転用目的も同じでございますので合わせてご説明いたします。1番、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は31、32ページ、1番の公図は33ページで、土地利用計画図は34ページ、2番の公図は35ページで、土地利用計画図は36ページをご覧ください。

各申請地は、下関市役所豊田総合支所から、東へ約900mに位置している、 過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」とな ります。転用目的は、非フィットによる、太陽光発電設備の設置で、既に、譲受 人は、小売電気事業者と電気売買契約を締結しております。

申請理由につきましては、発電事業が好調なことから、事業拡大の為、新たな発電設備の設置用地を探していたところ各申請地は、南側が開け、道に接しており、反射光が近隣住宅に影響を及ぼすことがなく、計画に必要な面積も確保できることから、1番は、水平投影面積、380.93㎡、発電出力49.5kwの太陽光発電設備1基、2番は、水平投影面積、406.32㎡、発電出力49.5kwの太陽光発電設備1基を設置するもので、維持管理が出来ない譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。申請者からは、代替地検討表が提出されており、権利移動の区分は、売買による所有権の移転となっております。

1番には、一体利用地はなく、2番には、一体利用地がございますが、法定外公共物使用部分のみで、施工に必要な申請書が提出されており、確保は確実で、 どちらの案件も計画面積は、土地利用計画からみて、適当であると判断していま す。

土砂の流出対策としては、どちらの申請地にも隣接した農地が一部ございますが、1番の申請地の南側の農地は、申請地よりも高い位置にあり、残りの農地は、既存の畦畔で分断しております。1番の雨水は、農業用用排水路から道路側溝へ、2番の雨水は、改修予定の暗渠から農業用用排水路に放流されますが、流下量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

どちらの本件も、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書27ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、37、38ページ、公図は、39ページ、土地利用計画図は40ページ、参考までに全体計画図を41ページにお示ししておりますのでご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所豊洋台支所から、北西へ約740mに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。転用目的は、フィットによる、太陽光発電設備の設置でございます。総会議案書41ページをご覧ください。この度の全体計画は、太陽光発電設備を3基設置する計画で、令和4年8月12日付けで、既に、林地開発の許可がなされておりますが、議案書に○で囲んでおります部分に、農地がございましたので、第三太陽光発電所のみでの申請となっております。

申請理由につきましては、申請地の隣接地にて太陽光発電設備の設置を計画したが、必要な面積が確保できなかったことから、この度の計画に至ったもので、耕作及び維持管理が出来ない各譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。申請地には、パネル枚数、3, 024枚、水平投影面積、8, 142.23 ㎡、発電出力、1, 250 k wの太陽光発電設備1基を設置し、調整池も整備する計画となっております。売買による所有権の移転となっております。

本案件の一体利用地には、山林等の6筆がございますが、全て、譲受人の所有地で、残りの一体利用地は、法定外公共物の加工部分のみで、施工に必要な申請書も提出されており確保は確実で、計画面積は、土地利用計画からみて、適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、法面は、 種子吹付を行う計画となっており、汚水の発生はなく、雨水のみ、新設の側溝か ら、調整池に集められ、農業用用排水路に放流されますが、排水施設計画流量計 算がなされており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

また、この度の計画については、地元自治会長等から、開発行為の同意書も提出されております。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

続きまして、議案第3号4番及び議案第4号1番についですが、議案第4号1番の計画変更が、議案第3号4番の計画の前提となりますので、初めに、議案第4号からご説明いたします。

総会議案書、54ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は55、56ページ、申請時の公図は57、58ページ、参考までに現在の公図の一部を、59ページにお示ししております。変更前の土地利用計画図は60、61ページ、変更後の土地利用計画図は62、63ページをご覧ください。

変更理由は、計画区域の一部を、議案第3号4番の開発区域の一部として利用 するため、この度の計画変更に至ったもので、変更区分は、土地利用計画の変更 でございます。

詳しくご説明いたします。総会議案書59ページをお開きください。議案第3号4番の開発計画に伴い、法面等として整備した箇所を、議案第3号4番の宅地敷地等として利用するため、計画区域から除外するものでございます。除外部分の3筆は、全て議案第3号4番の一体利用地となります。

続きまして、議案第3号4番についてご説明いたします。総会議案書、28ページをお開きください。4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は42、43ページ、公図は44ページで、土地利用計画図は45ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線安岡駅から北東へ約850mに位置しておりますが、安岡駅から半径500m以内の区域の総面積に占める宅地の面積が40%を超えており、半径900mにおいても40%を越えていることから、「第2種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地6区画と宅地分譲1区画を整備するもので、申請理由につきましては、申請地周辺は、宅地化が進み、子育ての居住環境にも恵まれ、既存の住宅団地にも接しており、住宅の需要が見込まれることから、この度の計画に至ったもので、維持管理が困難な各譲渡人が譲受人の要望

に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。申請者からは、申請に必要な事項が記載された関係書類が全て提出されており、事務局は、農地転用事業者である譲受人は、この度の申請に係る用途に供することが確実であると判断しております。

一体利用地の3筆は、譲受人の所有地で、残りの1筆は、譲渡人の所有地で、 土地所有者として承諾しております。残りの一体利用地は、市から申請者に帰属 予定の法定外公共物と、法定外公共物の加工部分のみで、施工等に必要な申請書 が全て提出されており、確保は確実で、計画面積は、土地利用計画及び標準的な 建物の建ペい率からみて適当であると判断しています。

なお、本案件は、住宅の建築工事費が3棟分のみの計上となっておりますが、 同地区においては、既に事務局も過去の販売実績等の情報を把握しており、同地 区での販売実績、ニーズからみて、この度の資金計画書は、妥当であると判断し ました。

申請地に隣接した農地はなく、汚水は、公共下水道で処理される予定で、雨水は、計画区域の道路側溝から議案第4号1番の調整池に流入し、農業用用排水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

この度の転用については、下関土地改良区から、土地改良区の事業には、支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されており、「他に適当な土地はなく」、提出された申請書類からも農地転用許可し得るものと判断でき、許可基準を満たしていると考えられます。なお、農地転用事業者から土地購入者への土地の引き渡しの時期等、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」に定められている条件を付して許可することとし、住宅が建築されるまでの間、事務局にてその都度状況を確認することといたします。

本案件は、開発許可と同時施行といたします。

総会議案書、29ページをお開きください。5番、申請者、土地の所在等は、 議案書に記載のとおりでございます。位置図は46、47ページ、公図は48ペ ージで、土地利用計画図は49ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から、南東へ約2.6 Kmに位置している、 過去に農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地で、「第1種農地」 となります。該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

転用目的は、農産物販売施設でございます。申請理由につきましては、自作した米やキャベツ等を直売するため、耕作地の近くに位置しており、県道にも接し

ている申請地に計画したもので、相続人である各貸付人が、借受人の要望に応じたものでございます。賃借権の設定となっております。

本案件の一体利用地は、法定外公共物加工部分のみで、施工に必要な申請書が提出されており、確保は確実で、計画面積は、土地利用計画からみて適当であると判断しています。

申請地に隣接した農地はございません。汚水の発生はなく、雨水のみ、既設の 排水施設から農業用用排水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障 ないと判断しました。

本件は、第1種農地ではございますが、農地法施行令第11第1項第2号イの 「農畜産物販売施設」に該当し、許可基準を満たしていると考えます。

総会議案書、29、30ページをお開きください。6番と7番は、転用後の利用期間が、永年と一時利用で異なることから、別々の申請となっておりますが、一体的な利用となります。また、本案件は、令和4年度第7回総会議案第2号3番にてご審議いただき、許可することと決しておりましたが、当初計画していた給水管の設置場所を、法定外公共物内から、議案第3号7番の申請地に変更するため、取下申出書が、令和4年12月27日に提出され、同日付で、改めて、6番、7番の5条許可申請書が提出されたものでございます。

それでは、ご説明いたします。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、50, 51ページ、公図は、52ページ、土地利用計画図は53ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所勝山支所から東へ、約1.6 kmに位置している過去に 農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。 転用目的は、自己用住宅でございます。申請理由につきましては、借家住まい の借受人に、子供が生まれたことから、 に位置している父親であ る貸付人の に自己用住宅の建築を計画し、7番の申請地内に給水管を設 置するものでございます。7番の貸付人は、6番の貸付人を含む3名からの申請 となっております。

どちらの案件も使用貸借による権利の設定で、6番、7番の申請地が相互の一体利用地となります。一体利用地の1筆は、7番の貸付人と同じ所有者で、残りの一体利用地は、法定外公共物使用部分のみで、施工に必要な申請書が提出されており、確保は確実で、土地利用計画及び建ペい率からみて計画面積は、適当であると判断しています。

総会議案書52ページをお開きください。6番の案件は、一部転用案件となっておりますが、申請地の北側の残地部分は、申請者から、道路幅員証明が提出されており、市道認定された部分のため、事務局は、営農には支障ないと判断いたしました。また、7番の案件は、土地利用計画及び断面図等を確認したところ、給水管の埋設場所は、7番の農地の端に位置し、耕作に支障がない深さに埋設される計画となっており、原状回復後も耕作が可能なことから、一時的な利用であり、工事終了予定である、許可後6箇月までに、原状回復する旨が記載された誓約書が下関市農業委員会会長あてに提出されております。

申請地周辺には、市道や水路で分断された農地のみで、汚水は合併浄化槽で処理され、雨水ともに農業用用排水路に放流されますが、水利組合代表者に説明がなされており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

どちらの案件も、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

6番、7番については、6番の開発許可と同時施行といたします。 以上でございます。

議長(山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番及び2番の案件につきまして、議席番号16番 金田豊和委員、報告をお願いいたします。

金田豊和委員

議席番号16番の金田です。1番及び2番の案件は、同一の転用目的であり、 隣接した農地ですので、一括してご説明いたします。

1月10日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。事務局 説明にありましたとおり、当案件は非フィットによる太陽光発電設備の設置許 可申請であります。

申請地は、県道と河川に囲まれた一団の農地で、12月総会においても1件審議承認されています。過去に耕地整理された農地で、1番は2筆、2番は3筆となっておりますけれども、現状それぞれ1枚に整地されている平坦な農地です。

設備設置に伴う造成工事は行われないことより、土砂の流出及び汚水の発生はなく、雨水は既設の暗渠を利用して用排水路へ放流されることから、隣接農地への営農には支障ないと思われます。

また、転用面積につきましては、土地利用計画における建ペい率は過去の案件 と同等以上であることから、適当であると判断しています。

他に適当な土地はなく、やむを得ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議長 (山田会長)

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号9番 石田安男委員、報告を お願いいたします。

石田安男委員

議席9番の石田です。3番の案件について補足説明をいたします。1月10日 に農業委員2名・事務局職員2名で現地を確認いたしました。

この案件は、事務局の説明のとおり、西日本各地で山林、原野を含め大規模な太陽光発電施設を16か所稼働させている法人が行う事業となります。全体計画は41ページに記載されていますが、本件は第3発電所となっております。隣接地で太陽光発電設備の設置を計画したが、必要面積が確保できなかったことから、今回の計画に至ったもので、売買による所有権の移転です。

申請地は、豊浦町黒井の の南側で細い谷田の一番 奥に位置しています。長年にわたって荒廃地となっていた農地のようです。

譲渡人は、2名で耕作及び維持管理ができないことから、譲受人の要望に応じたものです。

雨水は、調整池から農業用排水路へ、汚水の発生はありません、

大規模開発で林地開発許可済みであり、法定外公共物加工許可申請中、地元自 治会及び水利権者等の承諾もあり、集団的な農地とも隔離されている第2種農 地でもあるので、問題はないかと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議長(山田会長)

続きまして、議案第3号4番及び議案第4号1番の案件につきまして、議席番号5番 田﨑育子委員、報告をお願いいたします。

田﨑育子委員

議席番号5番の田﨑です。議案第3号4番及び議案第4号1番の説明をいた します。

1月10日、農業委員2名、事務局2名で、現地確認に参りました。今回の事業計画の変更申請は、議案第4号1番の開発区域の一部を議案3号4番の開発

区域の一部に取り込むためのものです。

この計画に至った理由と必要な計画書が添付されており、何ら問題ないと思われます。

続きまして、1月10日、農業委員2名、事務局2名で、現地確認に参りました。この申請地は、安岡の県営中村団地の近くにあり、周辺は宅地化が進んでいるところです。第2種農地です。

譲受人は、この地区が住宅環境に恵まれ、既存の住宅団地に接しており、住宅の需要が見込まれることからこの度の計画に至ったものです。農地の維持管理が困難な譲渡人が応じたものです。

特定建築条件付き売買予定地6区画、宅地分譲1区画となっております。周辺の農地に支障はなく、申請に必要な書類も添付されております。何ら問題ないと思われます。

よろしくご審議の程お願いします。

議長(山田会長)

続きまして、5番の案件につきまして、議席番号12番 坂田謙佑委員、報告 をお願いいたします。

坂田謙佑委員

12番の坂田です。5番の案件について報告をいたします。1月11日に農業 委員2名、事務局1名で現地を確認しました。

現地は、県道美祢菊川線沿いにある農地で、保全管理はされておりますが、ずっと耕作はされていない農地でした。第1種農地ではありますがほ場整備はされておらず、小規模な農地で後継者もいない、耕作してくれる人もいないということで、地元の営農法人さんが直売所を建てて自分たちで販売するということで、農業者の所得増大、農業振興にも繋がると思います。

汚水は発生しません。雨水は既設の水路に放流するということで、何ら問題はないと思われます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議長(山田会長)

続きまして、6番及び7番の案件につきまして、議席番号1番 阪田実委員、 報告をお願いいたします。

阪田実委員

1番の阪田でございます。現地に1月10日に農業委員2名、事務局職員2名

で確認にうかがいました。本件は、先月承認された案件ですが、先ほど事務局から説明がありましたとおり、水道の配管位置を農地側に変更、一時転用とするものです。何ら問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議長(山田会長)

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可」について、1番から3番及び5番から7番の案件について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって1番から3番及び5番から7番の案件については、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について、原案のとおり「承認」とすること、並びに議案第3号 4番の案件について、農地法第5条第1項の規定による「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって、原案のとおり決しました。

なお、議案第3号5番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取 を行った後に許可とすることとします。

議長(山田会長)

次に日程第5「議案第5号 現況確認について」をお諮りします。 事務局の説明を求めます。

事務局(岡部事務局次長)

総会議案書 6.4 ページをお開きください。 1 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、田 1 筆、面積は、 1.0.6 ㎡で、申請地の位置図は、 6.5 、 6.6 ページ、公図は 6.7 ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所から北東へ約1.8 kmに位置する土地で ございます。

令和5年1月10日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書にも記載のとおり、既に雑木等は伐採されておりましたが、抜根がなされていない状態で、各委員も伐採前の申請地の状況についても確認していることから、協議により、現況確認書交付事務取扱要領第5条(3)に該当する「非農地」と確認いたしました。

64ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目、畑2筆、合計面積は、440㎡で、申請地の位置図は、68、69ページ、公図は70ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所彦島支所から南西へ約1.1kmに位置する土地でございます。

令和5年1月10日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりの状況でございました。現況確認書交付事務取扱要領第5条(3)に該当するため、「非農地」と確認いたしました。

以上で、ございます。

議長 (山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号9番 石田安男委員、報告をお願いいたします。

石田安男委員

議席9番の石田です。1番の案件について補足説明をいたします。1月10日 に農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局職員2名で現地を確認い たしました。

申請地は、川棚温泉よりクスの森の方へ県道262号へ抜ける農免道路の中間に位置し、旧赤線と農免道路の間の小面積の残地で、50年前頃より利用しておらず、私もいつも通っていましたが、山林化していました。調査時は測量のためか雑木等が伐採されており伐採された木が積まれた状態でした。申請者は、 で将来とも農地として回復する見込みはなく非農地と判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議長 (山田会長)

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号1番 阪田実委員、報告をお願いいたします。

阪田実委員

1番の阪田でございます。現地に1月10日に農業委員2名、推進委員1名、 事務局職員2名で確認にうかがいました。

現地は、山の斜面というか、山すそのような地形でございましたが、完全に山林化しておりまして、10年、50年たっているような木が一部伐採されていました。完全に山林化しており、非農地と判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議長(山田会長)

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第5号 現況確認について」、1番及び2番の案件については「非農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長 (山田会長)

次に、日程第6「議案第6号 競売に係る買受適格証明(耕作目的)について」 をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (岡部事務局次長)

ご説明いたします。

総会議案書71ページをお開きください。

これは、競売に係る土地が農地であるため、競売参加人から買受適格証明書の 交付について申出があったものです。なお、買受適格の有無の判定ですが、申請 内容が耕作目的であれば、農地法第3条の許可の判断基準で行うようにと、平成 28年3月30日の農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長通知、「民事 執行法による農地等の売却の処理方法について」で基準が示されています。

また、落札後には、改めて農地法第3条の許可申請が必要となりますが、同通知では、「農業委員会は、会長が証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、許可をして差し支えない旨の議決をしておくものとすること」とされています。

1番、申出者の経営状況、競売参加の理由は議案書記載のとおりです。競売される土地の位置は、72、73ページ、公図は74ページをご覧ください。

競売される土地は、下関市役所菊川総合支所から南西へ約1.4kmに位置する農地で、 番番と 番番と 番番は、過去に農業公共投資の対象となった、農業振興地域内の農用地で、残りの6筆は、農業振興地域内白地の農地でございます。

申出地は、申出者の に位置しており、取得後は、長芋、 アスパラガス、セロリ、白ネギ、ジャガイモ等の野菜を露地栽培する計画となっております。

総会議案書71ページをお開きください。議案書にも記載しておりますが、申出者は、現在、農地を所有しておりませんが、取得後は、9,554㎡となり、提出書類を確認したところ、申出者は、過去に2年間程度の野菜の栽培、家族には、2年間程度の水稲栽培の経験者が1名、農業経験はございませんが、農業後継者である申出者の長男、3名で、新規就農事業を、家族で始める計画となっております。また、の農業経験者からも農業技術を習い、農協にて技術研修を受けるとの記載もございます。

続きまして、農機具の保有状況についてですが、申出者は、現在、軽トラックや草刈り機等は、所有しておりますが、トラクター等の農機具は所有しておらず、購入予定で、その他の農機具等も徐々に導入し、機械化を進めるとの記載でございます。

事務局は、申出者は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械の購入を予定しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられ、耕作目的での買受適格者としての要件を満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長(山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果

の報告をお願いします。

それでは、議席番号11番 河本隆一委員、報告をお願いします。

河本隆一委員

11番の河本隆一です。1月11日、農業委員2名、事務局職員3名で現地を 確認し、事務局より詳しい説明を受けました。

この競売にかかる適格証明については、私は今回ですが、色々難しい問題もありますが、出された申請書を信用する、それに付随した書類を追及しても証明ができませんので、今回はやっていただけるという条件で、私たちも認めざるを得ないと思います。

実は、前回の方も、思うように農業ができないということで、半分ですが私が 耕作を受けることになりました。地域も荒らすわけにはいかないので、私が来年 度から作付けをします。半分は本人たちが一生懸命野菜を作っております。

一応認めたものも、なかなかいっぺんには農業はできないと思うんですね。ただ、だからと言って拒むこともできませんので、これからは周りの人が見守っていくのがいいんじゃないかなと思います。またかとは思いましたが、家族3人でこれだけの農地をやっていくということを、信用して適格証明を出していただきたいと思います。

議長 (山田会長)

事務局及び担当委員の説明報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

阪田委員。

阪田実委員

1番の阪田です。新規就農で土地を取得された場合ですが、辞める時には必ず 農地として確保していかないといけないと思います。他に転用することになっ たら、大きな損失ですし、農業委員会の存在意義が失われると思います。そうい った意味でも、見守りというか監視というか、そういったことを農業委員会とし ては確実にやっていかないといけないと思います。大変難しい案件ではありま すが、許可した農業委員会の責任もあると思いますので、十分注意していただき たいと思いますので、よろしくお願いします。

事務局(岡部事務局次長)

阪田委員のいわれることは、事務局としてもごもっともだと思っております。

先ほど河本委員が言われた案件も、いろんな事情があって一部河本委員が引き 受けるということは事務局も把握しております。

今回の案件につきましても、今後農地として的確に使われていくように、定期 的に状況確認には伺いたいと思っております。

以上でございます

議長(山田会長)

田﨑委員。

田﨑育子委員

5番の田﨑です。阪田委員が言われたように、農業をしなくなって農地転用の 話が出た時には認めざるを得ないのですか。

事務局 (岡部事務局次長)

お答えいたします。農地転用につきましては、転用としてできることできない ことはあるとは思いますが、あくまでも転用としての判断となりますので、転用 としての個別の判断となります。

今回の形で取得したから転用できないという制限はかけられません。

議長(山田会長)

阪田委員。

阪田実委員

安岡は、農地転用が進んでいて、その中で、法律の抜け穴を使って転用する案件も目にしております。こうした抜け穴をどうにかしていかないとならないと思います。どうかよろしくお願いします。

議長 (山田会長)

岩本委員。

岩本憲慈委員

17番の岩本です。この案件は、新規就農者ということですが、農機の購入資金なりそういったことは出てきた書類で審査するということですか。適格証明の中ではどのような審査をされるのでしょうか。

事務局(岡部事務局次長)

適格証明に関しては、すべて書類審査のみという形になります。書類に記載された内容の審査となります。

議長(山田会長)

田﨑委員。

田﨑育子委員

5番の田崎です。4月から農地法が変わって、誰でも取得できるようになるとも聞いていますが、農地転用に利用される懸念も感じていますが、規制はできるのでしょうか。

事務局 (岡部事務局次長)

田﨑委員さんが言われるのは、農地法の下限面積の撤廃の改正のことと思いますが、現在農林水産省の説明では、下限面積は撤廃されますが、その他、例えば営農の要件等はすべて満たすことが要件ですので、下限面積が撤廃されたから営農されない人が農地を取得できるということとは異なります。

議長(山田会長)

ご意見が様々出ましたので、そろそろ質疑は終わりたいと思います。

ご意見から思うに、委員の皆様も疑問や不安も残るところはあるかとは思いますが、事務局が申し上げたとおり、書類が整って、これから農業をやっていくということであれば、許可せざるを得ないということではあります。しかしながら、我々が思う疑問や不安が発生しないという約束はありませんけれども、そこのところは、お互いにしっかりと監視をしていくということ、違法的なことは決して許されないということで、もし発生した場合は、改めて皆さんと審議して採決していくことになろうかと思います。

質疑を打ち切り採決にはいりたいと思います。よろしいでしょうか

「議案第6号 競売に係る買受適格証明(耕作目的)について」、1番の案件について、申出者が、競売に係る買受適格者であることを証明すること、及び事務局から説明のありました「民事執行法による農地等の売却の処理方法について」に基づき、申出者が競売による落札後に農地法第3条の申請をし、申請内容が「買受適格証明書」の内容と著しく相違がないと会長が認めた時は、「農地法第3条の申請」も併せて許可することについて賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しましたので、申出者に「買受適格証明書」を交付するとともに、申出者が競売による落札後に農地法第3条の申請をし、申請内容が「買受適格証明書」の内容と著しく相違がないと会長が認めた時は、「農地法第3条の許可書」を交付することといたします。

議長 (山田会長)

次に、日程第7「議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (岡部事務局次長)

ご説明いたします。

総会議案書75ページをお開きください。

1番、この案件は、令和5年1月23日公告予定分に係る決定でございます。 詳細につきましては、76ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表(令和5年1月23日公告予定分)」をご覧ください。別紙「議案第7号関係資料①」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

75ページに戻りまして、2番、この案件は、令和5年2月1日公告予定分に係る決定でございます。

詳細につきましては、77ページの「2.農用地利用集積計画一覧表(令和5年2月1日公告予定分)」をご覧ください。別紙「議案第7号関係資料②」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長(山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によ

る農用地利用集積計画の決定について」賛成委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり決定しましたので、その旨を下関市長へ通知することといたします。

議長 (山田会長)

次に日程第8「議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第 1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (岡部事務局次長)

ご説明いたします。

総会議案書78ページをお開きください。この案件は、農地中間管理機構が借受けた農地を、公募した借受け希望農家に配分するにあたり、下関市長から農用地利用配分計画に係る意見を求められたものでございます。

1番、内容につきましては、79ページの「1.農用地利用配分計画(案)(下 関区域分)」と、80ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況(下関区域 分)」をご覧ください。

別紙「議案第8号関係資料」に地区別の利用配分計画集計表をお示ししております。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長(山田会長)

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」、原案のとおり「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。

よって、原案のとおり「意見なし」と決しましたので、その旨の意見を付して

下関市長に送付いたします。

議長 (山田会長)

審議事項はすべて終わりました。

次に、日程第9「報告第1号」から、日程第20「報告第12号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

事務局(中川事務局長補佐)

ご報告いたします。

総会議案書81から84ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、16件ございました。

85ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について」は、3件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

86から90ページ、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について」は、19件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

- 91ページ、報告第4号「農地法施行規則第53条の規定による転用届出について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。 書類等そろっておりましたので、専決により、通知を交付いたしました。
- 92ページ、報告第5号「農地法の規定による許可申請の取下げについて」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。
- 93ページ、報告第6号「許可指令書訂正申出書について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。
- 94ページ、報告第7号「現況確認について」は、2件ありました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、現況確認書交付事務取扱要領により現況確認書を交付いたしました。
- 101から102ページ、報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が5件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。
- 103から106ページ、報告第9号「農地の転用事実に関する証明について」は19件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員及び推進委員による現地確認を行い、農地以外である旨が確認できましたので、証明証の交付及び、回答書での回答をいたしました。

107から108ページ、報告第10号「農地法第5条第1項による許可案件の現地確認の報告について」は4件でございます。転用目的が、資材置場で許可された4件について、農業委員による現地確認を行っております。内容につきましては、記載のとおりでございます。

109ページ、報告第11号「違反転用防止の強化等に係る意見書の提出について」でございます。併せて別紙報告第11号関係資料をご確認ください。提案理由及び下関市意見つきましては、記載のとおりでございます。1月20日までの回答を求められたことから、事務局で意見案を作成しております。今後、県農業会議は、各市町から提出された意見を取りまとめの上、県の常設審議会に諮るとのことです。

110から111ページ、報告第12号「令和3年度利用状況調査に係る農地 法第35条第1項の規定に基づく農地中間管理機構への通知について」でござい ます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

農地法第32条の規定に基づいて令和3年度農地利用意向調査を行った結果、 農地の所有者から、農地中間管理機構を利用する旨の意思表示があったので、農 地法第35条第1項の規定に基づいて、農地中間管理機構に通知するものです。

別紙報告第 12 号関係資料「令和 3 年度利用状況調査分利用意向調査結果」をご覧ください。令和 3 年度に実施した利用意向調査の現時点での結果をまとめたものです。裏面は、今回の回答の状況です。農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明があった、1 筆、1,287㎡を農地中間管理機構へ、その旨通知するものです。

以上、ご報告いたします。

議長(山田会長)

事務局の報告が終わりました。

ただいまの報告第1号から第12号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和4年度10回定例総会の閉会」を 宣告いたします。

(終了時刻10時45分)

議長		 	
署名委員	 	 	

署名委員

上記の議事録は正確と認め署名する。